

第4章 障がい者福祉の推進

1 第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その1～」

身体障害者手帳の所持者数、療育手帳の所持者数、精神障害者保健福祉手帳の所持者数ともに増加しています。そうした中、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、障がい福祉サービスの充実が必要です。また、様々な障がい福祉サービスの中から、適切なサービスを受けることができるようにするためには、専門的な相談体制を充実させることが重要です。

●主な取り組み状況

～生活支援の環境づくり～

- *適正に対象者の障がい特性をアセスメントしてサービス提供が行えるよう、サービス決定の際のサービス等利用計画の策定率 100%を維持し、相談支援専門員などと連携して必要なサービスの提供を行いました。
- *障害者自立支援協議会の相談支援ネットワーク会議を開催し、計画相談のあり方や、権利擁護についての研修会を行うとともに、横の連携強化を図りました。
- *障害者生活支援センターと随時連携し、相談支援事業所やサービス事業所からの相談対応や情報提供などの支援を行いました。
- *障害者自立支援協議会生活部会（児童関係）を開催し、関係事業所との連携及び情報共有を図りました。
- *（再掲）市役所内にて、社会福祉協議会と連携して障害者生活支援センター（障害者虐待防止センター）を設置し、障がい者の権利擁護・社会保障などの生活に関する相談支援を行いました。

・（再掲）障害者生活支援センターにおける相談件数（利用人数）

平成27年度	6,630件（1,061人）	※障がい種別では精神障がい者が年々増加しており、平成29、30年度は相談者の約5割を占める状況
平成28年度	6,457件（981人）	
平成29年度	7,616件（1,024人）	
平成30年度	7,114件（1,141人）	

・身体障害者手帳の所持者数（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成27年度	1,183	541	655	861	240	242	3,722
平成28年度	1,204	537	640	872	248	249	3,750
平成29年度	1,198	547	621	884	248	256	3,754
平成30年度	1,246	556	608	883	251	259	3,803

第3次計画の策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その2～」

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的な自立を果たすことが重要です。そのためには、障がい者就労施設、一般の企業など、障がい者がその人の適性などに応じて就労できる場や機会を確保する必要があります。

●主な取り組み状況

～雇用・就業の機会の確保～

- * 障害者自立支援協議会の就労部会を、障害者就業・生活支援センターはまゆうを中心に各事業所と連携して開催し、課題改善のための情報共有を行いました。
- * 障がい者就労セミナーを開催しました。
- * 施設利用者の社会参加促進、工賃アップの実現につながるよう、まごころ市の定期的開催、販売促進の支援などを行いました。
- * 優先調達方針によって、障がい者施設などからの物品・役務の調達を推進しました。

・ 障害者自立支援協議会就労部会の開催回数

平成27年度	4回
平成28年度	5回
平成29年度	6回
平成30年度	5回

・ 障がい者就労セミナー参加人数

平成27年度	30人
平成28年度	49人
平成29年度	27人
平成30年度	25人

第3次計画の策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その3～」

障がい者も地域の中で共に生活する社会になってきていると思う人の割合は、20%程度で推移しています。そうした中で、障がい者が地域で生活していくためには、周囲の人が障がいについて正しく理解し、共に地域で生活する仲間として障がい者の人権を尊重することが必要です。また、障がい者の自立した社会生活、社会参加のためには、障がい者への虐待の防止が重要です。

●主な取り組み状況

～差別の解消と権利擁護～

- * 障害者差別解消法や障害者虐待防止事業、宗像市障害者虐待防止センターに関して、市のホームページや広報、パンフレットなどを活用して、研修会や窓口などで配布し周知を図りました。
- * （再掲）福祉教育・福祉体験学習の実施、ボランティア活動の推進を行う社会福祉協議会の事業に助成、協力を行い、ともに支えあう福祉意識の高揚を図りました。
- * 市民や事業所職員からの障がい者差別に関する相談や問い合わせに際し、関係部署と連絡調整し支援を行いました。
- * （再掲）障害者生活支援センター（障害者虐待防止センター）における相談業務の中で、権利擁護、成年後見制度に関する相談に対応し、必要に応じて成年後見制度の説明、専門機関の紹介や同行、手続きに関する支援を行いました。

・（再掲）福祉体験学習の参加者数（児童や生徒が高齢者・障がい者の立場を理解する学習）

平成27年度	2, 531人
平成28年度	3, 515人
平成29年度	3, 620人
平成30年度	3, 286人

・ 障害者虐待防止センターにおける通報受理件数

	件数（利用人数）	虐待と判断されたもの
平成27年度	6件（6人）	0件
平成28年度	11件（11人）	2件
平成29年度	6件（6人）	2件
平成30年度	20件（6人）	2件

・（再掲）権利擁護、成年後見制度などに関する相談件数

	高齢者（地域包括支援センター）	障がい者（障害者生活支援センター）
平成27年度	241件	
平成28年度	536件	（※統計方法変更）
平成29年度	1, 037件	225件
平成30年度	1, 493件	154件

(調整余白ページ)

2 第4次の課題と取り組み方針

基本目標1 障がい者の地域での日常生活への支援の推進

第4次計画の課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での日常生活への支援が必要です。

厚生労働省の平成28年の生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）によると、地域で生活する障がい者の人数は年々増えており、身体障がい者、知的障がい者ともに増加傾向にあります。また、精神障がい者についても、通院している人の数が増加しています。年代別では、高齢期の障がい者が増加傾向にあり、今後、高齢化率の上昇に伴い、地域で生活する障がい者数もさらに増加していくことが予想されます。

本市では、障がい者の地域生活を支えるために、相談支援事業所やサービス事業所などを通じた障がい福祉サービスの提供や、障害者生活支援センターにおいて障がい者の生活課題に関する相談支援を行いました。

宗像市障害者生活支援センターにおける相談件数は年々増加しています。障がい種別では精神障がいに関する相談が増加しており、近年は相談者全体の約5割を占めている状況です。

今後も引き続き、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での日常生活への支援が必要です。

●取り組み方針

～障がい者の地域での日常生活への支援の推進～

- *地域での生活を支える医療や福祉サービスなどを、障がい者が必要な時に利用できるよう障がいの種類・程度や一人ひとりの生活状況などに対応した相談支援体制、サービス提供体制及び分かりやすい情報提供の充実を図ります。
- *障害者自立支援協議会における関係機関、団体、事業所などの連携を通じて、相談支援やサービス提供体制の充実を図るとともに、障がい者の地域課題について協議し、その解決に取り組めます。

●市の取り組み方針（主な対象：障がい者のいる世帯）

目標	施策	取り組み	説明
地域での日常生活への支援の推進	（再掲）福祉サービスに関する適切な情報提供	（再掲）障がいのある人が利用できるサービスに関する情報の提供	（再掲）障がいのある人が利用できるサービスに関する情報を提供する。
	地域での自立生活支援の推進	（再掲）障害者生活支援センターの設置	（再掲）障がい者が日常生活で抱える諸問題などに関する総合相談支援を行う。
		障がい者の自立した生活を支えるサービス提供体制の充実	障がい者が住み慣れた地域で自立して生活するために必要な生活支援を行う。
	より効果的なサービスを提供するための関係機関の連携体制の充実	宗像市障害者自立支援協議会を中心とした関係機関の連携体制の充実	障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者自立支援協議会において関係機関が連携して、相談支援やサービス提供体制の充実及び地域課題の解決を図る。

基本目標 2 障がい者理解の促進

第4次計画の課題

障がい者が住み慣れた地域や家庭で自分らしく生活できるよう、一人ひとりの市民が障がいのある人に対する理解と認識を深め、自らの問題として考える基盤づくりが必要です。

「宗像市障がい福祉に関するアンケート調査」によると、市全体で障がいへの理解が深まっていないと感じる割合が33.8%と、深まったと感じる21.2%を上回っており、周囲の無理解を感じる障がい者が少なくないことがわかります。

本市では、障がい者施設で生産された物品などの販売を通じた啓発や市職員などに対する研修会、学校教育などにおける福祉教育・福祉体験学習や市民向けの福祉教育セミナーを行うなど、市民などに対する障がい者理解の促進に努めました。

今後も引き続き、障がい者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、地域住民や事業者などが、障がいのある人に対する理解を深めていくことが必要です。

●取り組み方針

～障がい者理解の促進～

- *障がいのある人もない人も、互いに支え合いながら社会でともに生活できるよう、啓発活動や研修、情報発信などを通じて、市民や事業者などの障がい者理解の促進に努めます。
- *障がいのある人もない人も互いに理解し合い、支え合う社会を実現していくために、障がいについての正しい理解と認識を深めるための福祉教育などの推進に努めます。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
障がい者理解の促進	障がい者理解を深めるための普及・啓発の推進	障がい者理解を深めるための情報発信の強化	障がい者週間や障害者施設で生産された物品などの販売を通じた啓発など、様々な機会を通じて市民などに対して正しい障がい者理解のための情報発信を行う。
		福祉教育の推進	幼児教育や学校教育などにおいて、障がいについての正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供する。

(調整余白ページ)

基本目標 3 障がい者の社会参加の推進

第4次計画の課題

障がい者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を送ることができるよう、障がい者の社会参加の推進が必要です。

スポーツ庁の平成29年の地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）報告書によると、障がい児・者が週1日以上、何らかのスポーツ・レクリエーションを実施していたのは、7～19歳で29.6%、成人で20.8%で、横ばいの状況です。

一方、障がい者の雇用者数と実雇用率は、ともに増加傾向にあります。

本市では、障がい者就労セミナーの開催、「宗像まごころ市」の定期的開催などによる障がい者施設の製品販売促進の支援、宗像市障害者就労施設等優先調達方針に基づく障がい者施設などからの物品・役務の調達の推進など、障がい者の雇用・就業機会の確保に努めました。

今後も引き続き、障がい者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を送ることができるよう、障がい者の社会参加を推進していく取り組みが必要です。

●取り組み方針

～障がい者の社会参加の推進～

- *就労を希望する障がい者に対して、就労支援関係機関と連携して、相談支援や訓練機会の提供、求職活動支援、一般就職後の定着支援などの就労支援を行います。
- *障がい者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を送ることができよう、外出・余暇活動の支援、文化・スポーツ活動を通じた交流などにより社会参加の支援・促進に努めます。
- *障がい者が社会活動への参加の機会を保障され、多様な生き方を選択できる地域づくりを推進します。そのために、障がい者団体や障がい者の社会活動を支える団体への支援を行うとともに、障がい者の社会参加を妨げる、ハード・ソフト両面の社会的障壁をなくしていくための取り組みを推進します。

●市の取り組み方針（主な対象：障がい者のいる世帯）

目標	施策	取り組み	説明
障がい者の社会参加の推進	障がい者の就労の推進	障がい者の雇用の促進	事業者に対して障がいについての正しい理解の促進を図るとともに、障がいに応じた多様な働き方について理解を求めていく。また、障がい者の雇用に関する様々な制度の啓発を行う。
		就労に必要な知識や技能を学べる体制づくりの推進	障がい者が経済的自立を図り、また、生きがいのある生活を送ることができるよう就労に必要な知識や技能を学べる体制づくりを推進する。
		関係機関との連携による多面的な就労支援の推進	障がい者が一般企業へ就職できるよう障がい者の就労支援を行う関係機関と連携して多面的な就労支援を行う。また、就職後も職場定着や、仕事や生活の悩みごと相談などの支援を行う。
		障がい者就労施設などへの発注促進と販路拡大	「宗像まごころ市」などによる、障がい者施設の製品販売促進や官公庁などによる物品・役務の発注拡大を通じて、障がい者の就労支援及び障がい者就労についての啓発、さらには障がい者の工賃向上を通じた自立支援を図る。
		農福連携の推進	農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参加を実現する取り組みを推進する。
		市役所における障がい者雇用の推進	市役所において、障がい者を積極的に採用し、障がい者雇用を推進する。また、「チャレンジ雇用」の取り組みを継続し、市役所での職務経験が一般企業への就職につながるよう支援する。

	障がい者のスポーツ活動の推進	障がい者のためのスポーツ活動の場づくりと生涯スポーツの推進	障害の種類や程度に応じて、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動ができる環境整備や生涯スポーツに触れる機会を提供する。
	障がい者の文化芸術活動の推進	文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の推進	障害の有無に関わらず、各個人が文化芸術に触れ、参加できる環境整備を行う。
	(再掲) 市民が安心して利用できる公共施設の整備	(再掲) ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	(再掲) 公共施設改修工事及び新設工事を行う際に、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。
	コミュニケーションのバリアフリー	視覚・聴覚障がい者などへのコミュニケーション支援	視覚・聴覚障がい者やその家族などに対して、相談を含む総合的なコミュニケーション支援を行うことにより、視覚・聴覚障がい者などの社会参加を推進する。

基本目標 4 障がい者の権利擁護の推進

第4次計画の課題

障がい者が住み慣れた地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、障がい者の差別の解消と権利擁護の推進が必要です。

「宗像市障がい福祉に関するアンケート調査」によると、障がい者への差別や偏見があると感じる機会や場所については、全体では「仕事と収入」という回答が最も多くなっていますが、「まちかどでの人の視線」という回答も多く、障がい児では「教育の機会」の回答割合が特に高くなっています。

また、宗像市障害者虐待防止センターにおける通報受理件数は、平成27年度からの推移をみると増加傾向にあり、虐待と判断されたものも増加傾向にあります。

全国をみても、通報・届出件数、虐待が認められた件数はともに増加傾向にあり、特に精神障がい者の件数が著しく増加しています。

本市では、市民や事業所からの障がい者差別に関する相談に応じ、関係機関と連携して支援を行いました。また、市役所内に障害者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。

今後も引き続き、障がい者への差別の解消と、障がい者虐待の防止に資する取り組みを推進していくことが必要です。

●取り組み方針

～障がい者の権利擁護の推進～

- * 市民や市職員、公共的施設従事者などへの研修や啓発活動などを通じて、障がい者差別の解消に対する意識向上を図るとともに、社会的障壁除去についての合理的配慮の実施と、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- * (再掲) 高齢者や障がいのある人および子どもに対する虐待や消費者被害の防止を図るなど、権利擁護の推進を図ります。
- * (再掲) 国が定める「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、本市になじむ形態での地域連携ネットワークづくりを推進するとともに、当面の間、市がその中核機関の機能を担い、成年後見制度の利用の促進に必要な取り組みを図ります。
- * (再掲) 認知症や判断能力が十分でない高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活に必要な援助を行う地域福祉権利擁護事業の取り組みを支援します。

●市の取り組み方針（主な対象：障がい者のいる世帯）

目標	施策	取り組み	説明
障がい者の権利擁護の推進	障がい者への差別解消の推進	障がい者差別の解消に係る啓発・研修の実施	市民や市職員、公共的施設従事者などへの障がい者差別の解消に関する研修や啓発活動を行う。
	（再掲）虐待や消費者被害などの防止	（再掲）虐待や消費者被害などの防止に係る体制強化	（再掲）高齢者や障がいのある人および子どもらに対する虐待や消費者被害などの相談支援、防止に係る啓発活動および虐待の早期発見や適切な保護・支援の実施のための連携体制づくりを行う。
	（再掲）成年後見制度の利用の促進	（再掲）成年後見制度に係る体制強化	（再掲）成年後見制度に係る地域連携ネットワークをつくり、中核機関を設置・運用しつつ、中核機関に従事する職員の資質向上を図る。
	（再掲）権利擁護に資する取り組みへの支援	（再掲）認知症や判断能力が十分でない高齢者や障がい者を対象とする地域福祉権利擁護事業の取り組みへの支援	（再掲）認知症や判断能力が十分でない高齢者や障がい者などに対する日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きの援助、金銭管理、重要な書類の保管などの取り組みに対して支援を行う。

第5章 児童福祉の推進

1 第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その1～」

核家族化、地域でのつながりの希薄化により、子育ての悩みや不安を抱えた保護者が地域で孤立していることが推測されます。子育ての不安を抱え込み、孤立化するこが、虐待の要因のひとつになるため、保護者の孤立化を防ぎ、地域で子育てを支援していく仕組みづくりが課題となっています。また、子どもの社会性や自主性を育む機会が減少しているため、体験・交流の場を提供する必要があります。

●主な取り組み状況

～地域での子育て支援の充実～

- * 地域における「子どもの居場所づくり」を行うため、全地区コミュニティ運営協議会に業務委託して実施し、子どもと地域の人との交流、体験活動の機会を設けました。
- * 市民活動団体に委託し、子どもが自由に遊べる「プレーパーク」を運営しました。
- * 放課後子ども総合プラン事業補助金及び地域子どもの未来応援交付金を活用し、コミュニティとの協働による放課後子ども教室（放課後学習支援、体験活動の場）を開設しました。
- * 子どもの放課後などの体験活動を支援する人材や、地域の子育てサロンなどで子育て支援に関わる人材を育成する子ども支援ボランティア養成講座を開催しました。
- * 吉武小学校学童保育所及び赤間小学校（第1～第3）学童保育所を「地域の子どもは地域で育てる」という理念に基づき運営しているコミュニティ運営協議会の学童保育所運営委員会へ子ども育成課職員も参加し、適切な学童保育所運営が実施できるよう支援しました。
- * 乳幼児期の子育て支援については、NPO法人への協働委託により子育て支援センター「ふらこっこ」交流室の運営や子育て講座などを実施しました。また、コミュニティや市民活動団体などが各地区に開設している保護者同士の情報交換や子どもが遊べる子育てサロンの運営を支援しました。

～子どもの権利擁護の推進～

- *妊産婦、子どもに関する不安や悩み、虐待、家庭や学校などの心配事に関する総合相談窓口である子ども相談支援センターの設置を行いました。
- *子どもの権利相談室を拠点に、子どもの権利救済・回復活動を実施しました。
- *子どもたちがより相談しやすい環境を充実させていくため、子どもの権利相談室による市内小中学校での出張相談会を実施しました。
- *中学校２校のいじめ対策校内委員会に福祉専門家として参画し、いじめや不登校の背景にある福祉的課題の解決に努めました。
- *子ども家庭支援や児童虐待防止に関する教職員研修を実施しました。
- *スクールソーシャルワーカーの配置により、学校や家庭におけるいじめや不登校などについての相談支援体制を充実させました。

・子どもの居場所づくり事業の参加人数

平成２７年度	延べ１０，６３９人
平成２８年度	延べ１０，４６５人
平成２９年度	延べ１１，１４８人
平成３０年度	延べ１３，９９８人

・プレーパークの開催数と参加人数

	開催数	参加人数
平成２７年度	９９回	２，５８６人
平成２８年度	１０８回	２，５３９人
平成２９年度	１４３回	３，７７１人
平成３０年度	１５７回	３，２５３人

・子ども支援ボランティア養成講座の受講者数

平成２７年度	８講座・延べ ９９人
平成２８年度	８講座・延べ１２５人
平成２９年度	８講座・延べ１１２人
平成３０年度	８講座・延べ ８０人

・吉武、赤間学童保育所の入所児童数（月平均）

	吉武	赤間
平成２７年度	２５人	－
平成２８年度	２６人	－
平成２９年度	３５人	－
平成３０年度	４１人	１５８人

※吉武、赤間地区コミュニティ運営協議会は指定管理者

・子育て支援センター「ふらっこ」の利用人数

平成２７年度	延べ１７，１４８人
平成２８年度	延べ２０，２０９人
平成２９年度	延べ２０，０２４人
平成３０年度	延べ２０，２５９人

・子ども・若者に関する不安や悩み、虐待、家庭や学校などの心配ごとに関する総合相談窓口における相談件数

平成２７年度	延べ ６，９７４件
平成２８年度	延べ ８，５５８件
平成２９年度	延べ ９，０８２件
平成３０年度	延べ１０，１６０件

・子どもの権利相談室における相談件数

平成２８年度	延べ２３９件
平成２９年度	延べ３４８件
平成３０年度	延べ６２６件

・子どもの権利相談室による市立学校での出張相談会

平成２７年度	小学校 １校
平成２８年度	小学校 ５校
平成２９年度	小学校 ８校、中学校２校
平成３０年度	小学校１０校、中学校３校

第3次計画の策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その2～」

心身の発達につまづきや課題のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばしながら成長していくためには、早期からの支援が必要です。そのためには、「気になる段階」から発達時期に応じた適切な支援を切れ目なく提供する体制を整備する必要があります。

●主な取り組み状況

～発達支援体制の充実～

- *発達に関する総合相談窓口として、面談や電話などによる相談に対応しました。また、支援に必要な発達検査や医師の診察、庁内外関係機関との連絡調整を行いました。
- *保育所、幼稚園、認定こども園における巡回相談、年中健診(満4歳児)を実施し、発達に支援が必要な子どもの早期発見、支援に努めました。
- *発達に支援が必要な子どもとその保護者に対し、相談や健診などにより子どもの特性を把握し、利用意向を確認しながら療育や適切な就学につなぎました。
- *就学時健康診断や園訪問により、保育所、幼稚園、認定こども園と小・中・義務教育学校との連携を支援し、年長児が安心して就学を迎えられるよう努めました。
- *小・中学校において支援が必要と考えられる児童生徒に対する適切な指導と支援を行うため、専門家による学校への巡回指導を行いました。また、就学指導委員会（平成30年度から「教育支援委員会」へ名称変更）を設置し、就学のための就学相談・就学判断会議を開催することで、保護者への確かな就学についての助言を行いました。
- *就学時健康診断事業では、就学予定者に対して学校医及び学校歯科医による健康診断を行い、必要に応じて入学前の治療を促すと同時に発達相談を行うことで、新入学児童が適正に就学ができるよう取り組みました。
- *特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に対して、特別支援教育支援員を配置し、教育環境の充実に努めました。
- *小・中学校に通級指導教室を開設し、特別支援教育の充実に努めました。

・子どもの発達に関する総合相談窓口における相談件数

平成28年度	延べ1, 950件
平成29年度	延べ2, 093件
平成30年度	延べ2, 263件

・専門家による学校への巡回指導などにおける相談者数と就学指導委員会（平成30年度から「教育支援委員会」へ名称変更）における相談者数

	専門家による学校への巡回指導など	就学指導委員会
平成27年度	6回・6人	14回・111人
平成28年度	4回・74人	15回・142人
平成29年度	2回・2人	15回・159人
平成30年度	2回・2人	15回・173人

第3次計画の策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その3～」

就労形態の多様化、共働き家庭の増加により、保育ニーズは増大し、多様化しています。そのため、保育ニーズに対して、量的、質的に対応していく必要があります。また、核家族化や女性の社会進出の増加により、子育て世帯では、育児に対する様々な面での負担感が増大しています。そのため、こうした負担の軽減を図ることが求められています。

●主な取り組み状況

～保育など支援の充実～

- *認可保育所・認定こども園については、待機児童対策として、市の保育計画である確保方を追加変更し、保育定員増を図りました。また、入所待ち児童が認可保育所に入園できるまでの間の対策として、届出保育施設に入園した場合の保護者の負担軽減のため利用料補助を実施しました。
- *多様化する保育ニーズへの対応で、保育コンシェルジュ2人を配置し、保育相談・出張相談事業を充実させました。
- *病後児保育の対象を小学6年生に拡大しました。
- *保育士確保のための市独自の制度として、無料職業紹介所、保育士の子の優先入所、保育士などの家賃補助を導入するとともに、保育協会と協働で養成校での就職説明会を実施しました。また、平成30年度から、年度当初の保育士確保のための補助を開始しました。
- *学童保育所については指定管理者と協議・調整した結果、待機児童を発生させずに希望に応じた受入態勢をとりました。また、利用負担については、生活保護世帯、住民税非課税世帯・ひとり親世帯、きょうだい児への減免制度を適正に運用し、保護者の負担軽減を図りました。

・認可保育所・認定こども園の定員数

平成27年度	12園・定員数1,530人
平成28年度	14園・定員数1,615人
平成29年度	16園・定員数1,720人
平成30年度	17園・定員数1,827人

・保育士確保策の利用者数

	無料職業紹介所	家賃補助	子の優先入所
平成28年度	6人	7人	5人
平成29年度	7人	20人	18人
平成30年度	11人	21人	18人

・学童保育所の入所児童数（１２ヵ月の合計 ※待機児童なし）

平成２７年度	延べ ９，４９６人
平成２８年度	延べ１０，１２６人
平成２９年度	延べ１０，４７３人
平成３０年度	延べ１１，３０７人

・学童保育所利用料が減免された入所児童数（１２ヵ月の合計）

平成２７年度	延べ４，１５９人
平成２８年度	延べ４，１６９人
平成２９年度	延べ４，２５２人 ７月より生保・非課税世帯減免制度開始
平成３０年度	延べ４，９７１人

・保育利用率の推移

	保育利用率（全体）	保育利用率（１・２歳児）
平成２７年度	３０．７％	３３．４％
平成２８年度	３４．０％	３６．１％
平成２９年度	３６．３％	４０．８％
平成３０年度	３５．９％	４０．３％

第3次計画の策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その4～」

子どもを安心して産み育てるためには、母親の妊娠、出産、子育てなどのライフステージごとに保健指導や健康診査などの充実を図り、子育て不安の解消と母子の健康の維持増進に向けた支援を行う必要があります。また、乳幼児期は、生活習慣を体得する重要な時期であるため、望ましい生活習慣を身につけさせる必要があります。

●主な取り組み状況

～妊産婦・乳幼児の健康づくり～

- * 妊娠の届出があった人に対して母子手帳の交付を行うとともに、育児の支援体制や妊娠に対する思い、妊婦の心身の健康状態などの把握を行い、妊娠期より支援が必要な人への関わりへの入り口としました。適正体重管理や食生活の見直しなど、生活習慣を振り返るきっかけとなる啓発を合わせて行いました。
- * 妊婦健診及び妊婦歯科健診の健診補助券を交付して健診費用の助成を行い、健診結果で指導が必要な妊婦に対してフォローを行いました。
- * 妊婦・両親学級、産後ケア事業、助産師など専門職による新生児訪問（未熟児訪問含む）、民生委員・児童委員による乳児全戸訪問、未熟児保育医療の給付を実施し、育児などの不安軽減・解消や妊産婦・乳幼児期の心身の健康増進を図りました。
- * 育児や発育の確認が必要な時期に、集団または個別健診により乳幼児健診を実施し、妊娠期からの継続的な支援と連動して、継続的な育児状況の把握やその時期のニーズに合わせた支援を行いました。
- * なんでも相談室を月1回実施し、平成29年度からは離乳食相談のニーズの高まりに合わせて、栄養相談に特化して実施しました。
- * 生後10か月児を対象にすくすく相談会を実施し、育児相談を行うとともに、その時期に必要な育児情報提供や宗像市子育て支援センター「ふらこっこ」とのつながりの機会を作りました。
- * NPO法人むなかた子育てネットワーク「こねっと」や発達支援室と連携して、ことばや情緒面について気になる子に対して、親子で参加する育児教室（たんぽぽルーム）を開催し、親子遊びなどの体験や保護者の交流の機会を提供しました。
- * 予防接種法に基づく乳幼児の定期予防接種や任意接種の助成を実施しました。

・母子手帳の交付件数

平成27年度	837人
平成28年度	901人
平成29年度	831人
平成30年度	812人

・妊婦健診の受診者数

	開催数	受診者数
平成２７年度	１４回	１０，３２１人
平成２８年度	１４回	１０，３６０人
平成２９年度	１４回	１０，６６９人
平成３０年度	１４回	９，６８５人

・新生児訪問の件数

平成２７年度	７９３人
平成２８年度	７６６人
平成２９年度	８４２人
平成３０年度	７４８人

・民生委員・児童委員によるこんにちは赤ちゃん訪問の件数

平成２７年度	１６１人
平成２８年度	１５３人
平成２９年度	１６７人
平成３０年度	１３７人

・１０か月すくすく相談会の利用人数

平成２７年度	４６７人（参加率５２．５％）
平成２８年度	４４７人（参加率５０．２％）
平成２９年度	４７６人（参加率５５．２％）
平成３０年度	４６３人（参加率５２．７％）

・育児教室（たんぽぽルーム）の利用人数

平成２７年度	延べ１５５人
平成２８年度	延べ２１７人
平成２９年度	延べ１６１人
平成３０年度	延べ１６０人

・乳幼児の定期予防接種の件数

平成２７年度	延べ１８，６３２件
平成２８年度	延べ２２，４７６件
平成２９年度	延べ２２，８０２件
平成３０年度	延べ２３，２５９件

2 第4次の課題と取り組み方針

基本目標 1 地域全体で取り組む子育て支援の推進

第4次計画の課題

市民が地域で安心して子育てができるよう、子育て家庭を地域全体で支える取り組みが必要です。

高齢化や核家族化が進む中、地域でのつながりが希薄化してきており、子どもとその家庭が身近に相談できにくい状況になっています。

子育ての悩み・不安を抱え込んでしまい、子育て家庭が孤立してしまうことがないように、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みが必要となっています。

本市では、コミュニティ運営協議会や市民活動団体と連携して、子どもが保護者以外の人と関わる機会の提供や子ども同士が遊びなどを通じて育ち合う環境づくりの推進、地域が取り組む放課後子ども教室などの子育て支援事業に対する支援に取り組みました。

今後も引き続き、市民が地域で安心して子育てができるよう、子育て家庭を地域全体で支える取り組みが必要です。

●取り組み方針

～地域全体で取り組む子育て支援の推進～

- *宗像市子育て支援センターを中心として、子育て支援団体や子育てサークル、関係機関などとのネットワークを強化し、地域全体で子育て支援を推進します。
- *コミュニティ運営協議会や市民活動団体などとの連携により、子どもが保護者以外の人と関わる機会の提供や子ども同士が遊びなどを通じて育ち合う環境づくりを推進します。
- *コミュニティ運営協議会など、地域が主体的に取り組む子育て支援事業が継続的に行われるよう、運営や事業企画の助言などの支援を行います。
- *地域全体で子育て家庭を支えることの重要性を市民へ啓発するとともに、地域での子育て支援を推進する人材の育成に努めます。

●市の取り組み方針（主な対象：子育て家庭）

目標	施策	取り組み	説明
地域全体で取り組む子育て支援の推進	地域全体で子育て家庭を支える環境づくりの推進	子育て支援センターを中心とした地域全体での子育て支援	子育て支援センターを中心として、子育て支援団体や子育てサークル、関係機関などとのネットワークを強化し、地域全体で子育て支援を行う。
		子どもの自主性・社会性を育む環境づくりの推進	コミュニティ運営協議会や市民活動団体などとの連携により、子どもが保護者以外の人と関わる機会の提供や子ども同士が遊びなどを通じて育ち合う環境づくりを推進する。
		地域が主体的に取り組む子育て支援の推進	地域が主体的に取り組む学童保育所運営や放課後子ども教室などの子育て支援事業が継続的に行われるよう、運営や事業企画の助言などの支援を行う。
		地域の支援者をつなげる機会の提供	地域の中で子育て家庭が身近に相談でき、子どもが健やかに成長できるよう、地域の支援者をつなげる機会を提供する。
	地域での子育て支援を担う人材の育成	子ども支援ボランティアの養成	子ども支援ボランティアを養成し、地域での子ども・子育て支援を推進する。

基本目標 2 子育ての悩みや不安を安心して 相談できる環境づくりの推進

第4次計画の課題

子育ての悩みや不安を抱える保護者が孤立することなく安心して子育てできるよう、子育てに関する相談を総合的に行うことができる環境が必要です。

県の平成30年の子育て等県民意識調査によると、全体の78.8%の人が子育ての悩みや不安を抱えており、子どもの心身の発達に応じたしつけや教育の仕方、成績や勉強の指導など、様々な悩みを抱えています。また、子育ての悩みや不安を相談するために利用した施設・人物については、「特に何も利用しない」が33.8%で最も高い状況ですが、平成20年からの推移をみると減少傾向にあります。

本市では、妊娠や出産、子育てに関する不安や悩み、虐待、家庭や学校などの心配ごとに関する総合相談窓口として子ども相談支援センターの設置を行い、子ども家庭相談や児童虐待防止に対する相談支援体制の充実に取り組みました。

今後も引き続き、子育て家庭を支援していくために、妊娠期からの子育てに関する相談を総合的に行うことができる環境が必要です。

●取り組み方針

～子育ての悩みや不安を安心して相談できる環境づくりの推進～

- *妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援の充実を図っていきます。
- *妊娠・出産、子育てに関する不安や悩み、虐待、家庭や学校などの様々な心配ごとに関する総合相談支援を行います。
- *複雑・困難化する子育てに関する相談に対応できるよう、専門性を有する職員を配置するなどの相談体制の強化を図ります。

●市の取り組み方針（主な対象：子育て家庭）

目標	施策	取り組み	説明
子育ての悩みや不安を安心して相談できる環境づくりの推進	妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援の推進	継続的・包括的な支援体制の充実	母子保健サービスを活用し、すべての妊産婦、乳幼児とその家族に対して継続的に関わり、市民の立場に立った包括的な支援を行う。また、子育て情報の提供や各家庭に関する情報の集約など連携体制の強化に努める。
	妊娠・出産、子育てに関する様々な心配ごとに関する総合相談支援の推進	（再掲）子ども相談支援センターの設置	（再掲）妊産婦や子どもとその家庭に関する不安や悩み、虐待、家庭や学校などの心配ごとに関する総合相談支援を行う。
		相談支援体制の充実	複雑・困難化する相談に対応できるよう専門性を有する職員を配置するなどの相談体制の強化を図る。

基本目標 3 妊産婦・乳幼児・子育て家庭の健康づくりの推進

第4次計画の課題

市民が安心して子育てをしながら、子どもの将来の健康づくりへつながっていくよう、妊娠・出産・産後、そして育児期にかけて、乳幼児とその家族に対する心身の健康づくりを支援する取り組みが必要です。

厚生労働省の平成29年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書によると、全体の80～90%の妊産婦が妊娠・出産・産後の期間において、自分の身体の不調や疲れ、十分な睡眠がとれないなど、様々な不安や悩みを抱えています。

本市では、妊婦の心身の健康状態を把握し、妊娠期から適正体重管理や食生活改善について働きかけを行い、母子に対する健診・保健指導、様々な育児相談など、母子の健康づくりの支援に取り組んでいます。

今後も引き続き、市民が安心して子育てできるように支援していくとともに、妊娠・出産・産後、そして育児期にかけて、乳幼児だけでなく子育て家庭を含めて、子どもの成長段階に合わせた心身の健康づくりを支援する取り組みが必要です。

●取り組み方針

～妊産婦・乳幼児・子育て家庭の健康づくりの推進～

- *妊娠、出産・産後における母と子の健康を守るため、心身の健康管理を支援します。
- *相談・指導を通して育児不安の軽減に努めるとともに、乳幼児とその家族に対しての食育や健康づくりの推進を図ります。

●市の取り組み方針（主な対象：子育て家庭）

目標	施策	取り組み	説明
妊産婦・乳幼児・子育て家庭の健康づくりの推進	妊娠・出産・産後の母子の心身の健康管理支援の推進	母子の健康増進を支援する環境づくりの推進	母子手帳の交付を契機として、妊娠中から産後にかけて、健康的な生活習慣について健康教育・啓発を行い、妊婦自身や家族の健康について考える機会を提供する。
		妊産婦の保健指導の推進	妊娠・出産・産後を心身ともに安心して健やかに過ごすため、健診結果や産後うつなど妊娠から産後の経過に応じて、健康相談や保健指導などの個別支援を行う。
	乳幼児の健全な育成支援の推進	乳幼児とその家族の健康増進を支援する環境づくりの推進	健診などの機会を通して、将来の健康へつながる食生活や生活習慣形成など、子どもの成長段階に合わせた健康教育や啓発を行うとともに、子どもの発育や健康について心配ごとがある保護者が健康・育児相談ができる環境を整える。
		乳幼児の健康診査・健康相談の推進	乳幼児の発育・発達の経過や生活習慣などを保護者とともに確認し、その中で支援が必要な乳幼児を把握し、その子の発育・発達を促す働きかけへつながるよう、乳幼児健康診査や健康相談を行う。
		乳幼児に対する感染症予防の推進	感染症の発生やまん延の予防、そして重篤化を予防するため、乳幼児期において必要な予防接種を実施し、その接種について保護者への働きかけを行う。

基本目標 4 安心して子育てできる環境づくりの推進

第4次計画の課題

市民が地域で安心して子育てできるよう、保護者が安心して働くことができる環境や子育ての負担を軽減させる取り組みが必要です。

県の平成30年の子育て等県民意識調査によると、出生率低下の原因は、「子どもの生活費や教育費に経費がかかりすぎるから」と考える人が最も多い状況です。理想とする子どもの数について「子どもがいない」と考える人のうち、「子育てに自信がないから」(17.7%)、「子育てが大変だから」(12.7%)と考える人の割合が高く、過去からの推移をみると「子育てが大変だから」と考える人の割合が増加傾向にあります。

国勢調査によると、夫婦ともに「就業者」の世帯は、平成27年では、夫婦のいる一般世帯に占める割合は47.6%となっており、平成12年からの推移をみると上昇傾向にあります。保育利用率では、平成27年度からの推移をみると本市においても増加傾向にあります。

本市では、既存保育所の定員増、保育所の新設、幼稚園の認定こども園化、届出保育施設の認可化により保育提供量の拡大に取り組みました。また、学童保育所については、希望者全員が学童保育所を利用できる状態を維持しました。

合わせて、子ども医療費の助成や児童手当などの支給、幼児教育・保育の無償化による保育料軽減などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組みました。

今後も引き続き、市民が地域で安心して子育てできるよう、保護者が安心して働くことができる環境や子育ての負担を軽減させる取り組みが必要です。

●取り組み方針

～安心して子育てできる環境づくりの推進～

- * 女性の社会進出による共働き世帯の増加などにより、増加し続ける保育ニーズに対応するため、保育所・認定こども園や学童保育所の保育提供量の確保などにより、仕事と子育ての両立を支援します。
- * 保育提供量の拡大に伴う保育所・認定こども園の保育士不足を解消するため、保育士の家賃補助や保育士の子の優先入所、公設無料職業紹介所などの市独自の取り組みを通じて、保育人材の確保を支援します。
- * 安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、一時預かり事業、病児・病後児保育事業などにより子育て家庭を支援します。
- * ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、仕事と子育ての両立を支援します。
- * 子ども医療費の助成や各種手当の支給のほか、幼児教育・保育の無償化による保育料軽減などにより、子育て家庭への経済的支援を行います。
- * ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、医療費の助成や各種手当の支給などにより、経済面での支援を行います。

●市の取り組み方針（主な対象：子育て家庭）

目標	施策	取り組み	説明
安心して子育てできる環境づくりの推進	保護者が安心して働くことができる環境づくりの推進	仕事と子育ての両立支援	保育所・認定こども園や学童保育所の保育提供量の確保などにより、仕事と子育ての両立を支援する。
		保育人材の確保	保育士不足を解消するため、公設無料職業紹介所などの取り組みを通じて、保育人材を確保する。
		保育事業の推進	一時預かり事業、病児・病後児保育事業などにより子育て家庭を支援する。
		ひとり親家庭の仕事と子育ての両立支援	ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、仕事と子育ての両立を支援する。
	子育てに対する負担感の軽減	経済的支援の実施	子ども医療費の助成や各種手当の支給のほか、幼児教育・保育の無償化による保育料軽減などにより、子育て家庭への経済的支援を行う。
		ひとり親家庭の経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、経済的な自立に向けた支援を行う。

基本目標 5 発達に支援が必要な子どもや 障がいのある子どもへの支援

第4次計画の課題

一人ひとりの子どもの特性に適した支援が必要な時に受けられるよう、発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもへの配慮が必要です。

厚生労働省の平成28年の生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）によると、在宅の障がい児（17歳以下）のうち、平成13年からの推移をみると、知的障がいのある児童数が増加傾向にあります。

本市での子どもの発達に関する相談件数は、平成28年度からの推移をみると増加傾向にあります。

身体障がいや知的障がいのほかに、近年、自閉スペクトラム症など、発達支援が必要な子どもが増えています。発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもの保護者の多くは、様々な不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。

本市では、保育所などにおける巡回相談・障がい児保育、学童保育における障がい児受け入れのための指導員の加配、専門家による小・中・義務教育学校への巡回相談、特別支援教育支援員の配置、通級指導教室の開設、児童発達支援・放課後等デイサービスによる療育の実施など、発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもとその保護者に対する支援などに取り組みました。

今後も引き続き、一人ひとりの子どもの特性に適した支援が必要な時に受けられるよう、発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもへの配慮が必要です。

●取り組み方針

～発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもへの支援～

- * 発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもが、地域で安心して生活することができるよう、関係機関と連携しながら子ども一人ひとりの特性に合わせた支援体制を整えます。
- * 新入学児童を適正な就学につなげることができるよう、就学時健康診断を行い、発達相談や治療の案内など必要な支援を行います。
- * 児童生徒を適切な就学につなげることができるよう、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中・義務教育学校が密に連絡を取り合える体制づくりを推進します。
- * 保育所、学童保育などにおける障がい児保育や、小・中・義務教育学校における特別支援教育を通じて、障がいの種類・程度に応じた保育・教育の機会を提供します。
- * ことば、コミュニケーション、行動面での苦手さがあるため、学習や生活上で困っている児童生徒に対し、通級指導教室において特性に応じた指導を行います。
- * 発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもが地域で安心して生活し、その発達が保障されるよう、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中・義務教育学校、障がい児相談事業所、障がい児福祉サービス事業所など関係機関との連携のもと、相談支援や生活支援及び障がい児福祉サービスによる療育などの体制の充実に努めます。
- * 重度障がい者の医療費の一部助成や各種手当の支給などにより、障がいのある子どもの家庭への経済的支援を推進します。

●市の取り組み方針（主な対象：子育て家庭）

目標	施策	取り組み	説明
発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもへの支援	療育・発達支援の推進	相談支援体制の充実	地域で安心して生活できるよう、子どもの特性に合わせた支援体制を整える。
		就学時健康診断の実施	新入学児童を適正な就学につなげるために、就学時健康診断を行い、発達相談や治療の案内など必要な支援を行う。
	障がいの状況に応じた就学支援の推進	適切な就学につなげるための関係機関の連携体制づくりの推進	児童生徒を適切な就学につなげることができるよう、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中・義務教育学校が密に連絡を取り合える体制づくりを推進する。
		通級指導教室の設置	ことば、コミュニケーション、行動面での苦手さがあるため、学習や生活上で困っている児童生徒に対し、通級指導教室において特性に応じた指導を行う。
	障がい児の生活支援	相談支援体制の充実	障がい児が地域で安心して生活するために、日常生活や療育に関する課題についての相談支援を行う。
		障がい児の日常生活や療育・保育・教育支援	障がい児が地域で生活するために必要な生活支援や、障がいの種類・程度に応じた療育・保育・教育の機会を提供するなど、分野を越えた連携のもとに、総合的な取り組みを推進する。
		経済的支援の推進	重度障がい者の医療費の一部助成や各種手当の支給など、障がいのある子どもの家庭への経済的支援を推進する。

基本目標 6 子どもの権利擁護の推進

第4次計画の課題 ～その6～

子どもが地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、子どもの権利擁護の推進が必要です。

厚生労働省の平成30年の市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取り組み状況の調査によると、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は年々増加しており、なかでも心理的虐待の割合が増加しています。虐待を受けた子どもは、未就学児が45.1%、小学生が34.0%を占め、主たる虐待者は実母が最も多い状況です。

厚生労働省の平成28年の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は平成27年に13.9%であり、平成18年からの推移をみるとほぼ横ばいの状況にありますが、ひとり親家庭では50%台で推移しており、貧困率が高くなっています。世帯類型別の所得をみると、母子世帯の稼働所得は、児童のいる夫婦世帯の稼働所得の3分の1程度です。

本市では、ソーシャルワークを基盤として家庭環境の改善や不登校に関する相談、虐待の対応などを行う総合相談窓口を設置し、福祉と教育の連携のもと、子どもの権利擁護の推進に取り組みました。

また、公的第三者機関である子どもの権利相談室では、子どもの権利の救済・回復を目的に、電話相談だけでなくより身近な存在になれるよう、相談員が直接市内小・中・学校などに出向く出張相談会などの活動を行いました。

今後も引き続き、子どもが地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、子どもの権利擁護の推進が必要です。

●取り組み方針

～子どもの権利擁護の推進～

- * (再掲) 高齢者や障がいのある人および子どもに対する虐待や消費者被害の防止を図るなど、権利擁護の推進を図ります。
- * いじめや体罰、虐待をはじめとする子どもの権利侵害に関する様々な悩みを、子ども自身が相談でき、それに対して救済と権利の回復を図るための子どもの権利救済機関の充実に努めます。
- * 不登校の状態にある子どもの集団生活への適応、学校生活への復帰を支援するための適応指導教室を設置し、子ども一人ひとりの自立を支援します。
- * 生活困窮家庭などの子どもへの就学援助、学習の場の提供など、学習支援を推進します。

●市の取り組み方針（主な対象：子育て家庭）

目標	施策	取り組み	説明
子どもの権利擁護の推進	（再掲）虐待や消費者被害などの防止	（再掲）虐待や消費者被害などの防止に係る体制強化	（再掲）高齢者や障がいのある人および子どもらに対する虐待や消費者被害などの相談支援、防止に係る啓発活動および虐待の早期発見や適切な保護・支援の実施のための連携体制づくりを行う。
	子どもの権利侵害の救済や回復を図るための体制の充実	子ども自身が相談できる体制の充実	いじめや体罰、学校・家族など子どもの権利侵害に関する様々な悩みを子ども自らが相談し、それに対して救済・回復を行う子どもの権利救済機関の充実に努める。
	不登校状態にある子どもの自立支援	適応指導教室の設置	不登校の状態にある子どもの集団生活への適応、学校生活への復帰を支援するための適応指導教室を設置し、子ども一人ひとりの自立を支援する。
	生活困窮家庭などの子どもに対する学習支援の推進	就学に関する経済的な支援	経済的な理由により就学が困難な小・中・義務教育学校の児童生徒の保護者への就学費支給、高等学校など（高等専門学校を含む）の生徒の保護者への奨学金支給など、就学に関する経済的な支援を行う。
		学習環境構築への支援	生活困窮、いじめ、不登校などにより学習が遅れがちな児童生徒などの学習環境を整えるために、スクールソーシャルワーカーによる相談支援を行う。
		学習の場の提供	生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒などへ放課後学習支援を行うなど、学習の場を提供する。

第6章 自立生活支援の推進

1 第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その1～」

平成21年度以降、生活保護の被保護世帯数、被保護人員数ともに増加の傾向にあります。そのため、それぞれの保護世帯の問題の解消につながるよう支援に取り組む必要があります。また、生活困窮者に対して、生活保護の開始前での支援、経済的な支援や就労支援などに取り組む必要があります。

●主な取り組み状況

～生活困窮者の自立支援～

- *生活困窮者が自立した生活を送れるよう、平成27年度から、自立相談支援、家計改善支援事業、就労準備支援事業を展開し、相談支援体制を強化しました。
- *相談者に応じた自立支援プランを立て、家計改善支援事業などの法定事業や他法他施策へのつなぎなどにより課題解決し、自立した生活を送れるよう支援しました。また、関係機関との連携により、困窮者の早期支援に努めました。

～生活保護の適正運用～

- *生活困窮者自立支援事業との円滑な連携を図るとともに、被保護者の課題に応じた援助を適正に行いました。

・生活困窮に係る相談件数

	新規相談	電話相談	訪問・同行	面談
平成27年度	280件	延べ158件	延べ63件	延べ452件
平成28年度	317件	延べ236件	延べ64件	延べ666件
平成29年度	295件	延べ431件	延べ121件	延べ749件
平成30年度	278件	延べ558件	延べ193件	延べ705件

・生活困窮に係る相談者に応じた自立支援プランの作成件数

平成27年度	63件
平成28年度	56件
平成29年度	65件
平成30年度	63件

・生活困窮に係る相談者の就労支援の利用件数

平成２７年度	３４件
平成２８年度	４１件
平成２９年度	３９件
平成３０年度	４８件

・生活困窮に係る相談者の就労者数

平成２７年度	１６人
平成２８年度	１９人
平成２９年度	１８人
平成３０年度	２５人

・被保護世帯数・人員数

	被保護世帯数	被保護人員数
平成２７年度	６７８世帯	９４３人
平成２８年度	６７４世帯	９２８人
平成２９年度	６７８世帯	９３０人
平成３０年度	６９５世帯	９３２人

・被保護世帯の世帯類型別の割合

	高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他世帯
平成２７年度	５１．２％	６．８％	８．７％	１７．５％	１５．８％
平成２８年度	５４．９％	６．１％	９．０％	１５．３％	１４．７％
平成２９年度	５７．１％	６．０％	８．８％	１３．６％	１４．５％
平成３０年度	５８．０％	６．２％	９．５％	１２．２％	１４．１％

第3次計画の策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その2～」

離婚などを原因とする母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭は、年々増加しています。こうした家庭では、子育てと生計の維持の役割をひとりで担う必要があり、子育て、就労、生活など多様な問題に直面します。そのため、これらの問題に対応できるよう様々な機関と連携・協力しながら、支援につなげていく体制が必要です。

●主な取り組み状況

～ひとり親家庭への支援～

- *ハローワーク福岡東や福岡県ひとり親サポートセンター（飯塚ブランチ）と連携した就業相談・自立促進支援を行いました。
- *児童扶養手当の新規申請及び現況届受付時に、資格取得講座や就労相談などの各種支援制度に関する説明を窓口で行いました。
- *ひとり親家庭への就業支援策として自立支援教育訓練・高等職業訓練促進・高等職業訓練修了支援給付金の支給を行いました。

・就労自立促進事業の支援者数

平成27年度	6人
平成28年度	7人
平成29年度	16人
平成30年度	16人

・自立支援教育訓練給付金の支給者数

平成27年度	1人
平成28年度	1人
平成29年度	2人
平成30年度	4人

・高等職業訓練促進給付金の支給者数

平成27年度	9人
平成28年度	13人
平成29年度	17人
平成30年度	12人

・高等職業訓練修了支援給付金の支給者数

平成27年度	1人
平成28年度	3人
平成29年度	6人
平成30年度	4人

第3次計画の策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その3～」

低所得者などに必要な住居を供給するため、引き続き、市営住宅を適正に管理することが必要です。また、市営住宅の一部は老朽化しており、整備が必要です。

●主な取り組み状況**～市営住宅の適正管理～**

- *市営住宅の入居者の募集及び家賃の管理を適切に行いました。
- *市営住宅の施設管理を適切に行いました。
- *維持更新事業を計画的に行いました。

・市営住宅募集件数及び入居件数

	募集件数	入居件数
平成27年度	34件	19件
平成28年度	20件	14件
平成29年度	26件	9件
平成30年度	28件	13件

第3次計画の策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その4～」

宗像市地域職業相談室の入室者数は、減少傾向にあるものの、平成25年度では30,740人と非常に多くの市民が利用しており、多くの方が求職していると考えられます。そのため、国や県などの関係機関との連携による就労支援などの取り組みが必要です。

●主な取り組み状況**～就労支援対策の実施～**

- *福岡県と連携して、毎週金曜日に40歳から64歳までの求職者を対象とした個別就職相談を実施しました。また、年に2回、2日間集中就職支援セミナーを開催しました。
- *ニートを対象にした若者サポートステーション宗像サテライトを毎月第1、2、3木曜日に開設し、ニートの就職支援を行いました。
- *地域職業相談室と連携して求人情報の提供や就労相談などの就労支援を行いました。

・地域職業相談室の利用人数

	利用人数	うち就職人数
平成27年度	25,898人	1,228人
平成28年度	23,883人	1,239人
平成29年度	21,780人	1,125人
平成30年度	20,338人	1,148人

2 第4次の課題と取り組み方針

基本目標 1 生活困窮者の自立相談支援体制づくりの推進

第4次計画の課題

生活に困窮した市民が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、生活困窮者を早期発見し、生活困窮者が抱える様々な課題に対応できるよう、生活全般に渡る包括的な支援を行う相談支援体制が必要です。

1990年代のバブル経済の崩壊以降、安定した雇用が減少し、経済的な困窮状態に陥る人の増加が顕著になりました。この傾向は、平成20年に発生した世界金融危機後に加速し、平成23年には生活保護受給者数が現行制度下で過去最高となりました。

また、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加、地域でのつながりが希薄化する中で社会的に孤立するリスクが拡大しました。

このような状況を踏まえ、平成25年に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月1日から施行されました。この制度は社会経済の構造的な変化に対応し、それまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を強化するものです。

本市では、平成27年度から自立相談支援、家計改善支援事業、就労準備支援事業を展開し、相談支援体制の強化に取り組みました。

様々な課題を抱える生活困窮者の支援を適切に行うためには、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援が必要であり、訪問支援（アウトリーチ）を含めた早期の対応が重要です。

今後も引き続き、生活困窮者に対して必要な支援を行うために、関係機関との連携を強化し、自立相談支援体制を確保する取り組みが必要です。

●取り組み方針

～生活困窮者の自立相談支援体制づくりの推進～

＊生活困窮者のみならず、生活保護から自立した人が、再度生活保護に至ることのないよう、一人ひとりの状況に応じた自立支援を行います。

＊庁内外の様々な関係機関や住民組織などと連携を深め、生活困窮者が制度の狭間や地域の中で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりを推進します。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
生活困窮者の自立相談支援体制づくりの推進	生活困窮者が安心して相談できる体制づくりの推進	（再掲）生活困窮者自立相談支援事業窓口の設置	（再掲）生活困窮者を対象に、困窮状態から脱却できるよう包括的な支援を行う。
		個々の相談に応じた自立支援プランの作成	相談者に対するアセスメントを丁寧に行い、本人の状況に応じてその人に必要な自立支援プランを作成し、就労支援や家計改善支援などを行う。
	生活困窮者の早期発見の仕組みづくりの推進	関係機関との連携強化	庁内外の様々な関係機関や住民組織などと連携を深め、生活に困窮している市民の早期発見の仕組みづくりを推進する。

基本目標 2 生活困窮者一人ひとりの状況に合わせた 段階的・総合的な自立支援

第4次計画の課題

生活困窮者が抱える様々な課題の解決のため、一人ひとりの状況に合わせた段階的・総合的な自立支援が必要です。

生活困窮者を取り巻く状況として、長期失業などが原因で、就労にあたって何をどうすればよいかわからないなど、自身だけでは解決が難しい様々な問題を抱え、就労できていないという現状があります。

本市では、関係機関との連携により生活困窮者の早期支援に努め、生活困窮者からの相談に対して、相談者に応じた自立支援プランを立て、家計改善支援事業などの法定事業や他法他施策へのつなぎなどにより課題解決し、自立した生活を送るための支援に取り組みました。

今後も引き続き、生活困窮者が抱える様々な課題を解決していくためには、一人ひとりの状況に合わせた段階的・総合的な支援と早期の対応を行っていく必要があります。

●取り組み方針

～生活困窮者一人ひとりの状況に合わせた段階的・総合的な自立支援～

*生活困窮者が抱える個々の課題を解決するために、就労支援・家計再建・住宅支援などのサポートを行い、必要に応じて就労準備支援を行います。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
生活困窮者一人ひとりの状況に合わせた段階的・総合的な自立支援	自立支援プランに基づく生活困窮者に対する包括的な支援の推進	住居と就労機会の確保の支援の推進	離職などにより経済的に困窮し、住宅を喪失した人又は住宅を喪失するおそれのある人に対し、住居の確保と就労の機会の確保を支援する。
		家計再建の支援の推進	家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うなどによって、相談者本人の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生され定着することを支援する。
		一般就労に向けた段階的な準備の支援の推進	すぐに一般就労に就くことが困難な者に対して、就労意欲の喚起やその前提となる動機付けを行い、一般就労に向けた基礎能力の形成など、当該生活困窮者の状況に応じた支援を行う。

基本目標 3 最低限度の生活の保障

第4次計画の課題

経済的な困窮状態に陥った際のセーフティネットとして、最低限度の生活の保障に努める必要があります。

本市の被保護世帯数と人員数は、ここ数年ほぼ横ばいで推移していますが、平成30年度末の被保護世帯の世帯類型をみると、「高齢者世帯」が58.0%となっており、年々、「高齢者世帯」が増加している傾向にあります。

被保護者の高齢化に伴い、けがや病気のリスクが高まり、特に、生活習慣に起因する疾病により、医療や介護が必要になるケースが少なくないことから、日常生活における健康管理の重要性がますます増大しています。

本市では、これまで、生活困窮者自立支援事業との円滑な連携を図るとともに、被保護者の課題に応じた援助を適正に行ってきました。

今後も引き続き、経済的な困窮状態に陥った際のセーフティネットとして、生活保護制度の適正な運用に取り組むとともに、健康管理支援の取り組みの一層の推進を図り、支援を要する人たちの生活の保障に努めていく必要があります。

●取り組み方針

～最低限度の生活の保障～

- *適切な訪問調査活動により被保護者の生活実態などを的確に把握し、関係機関と連携するなどして世帯の課題に応じた援助を行います。また、就労阻害要因がなくなった被保護者に対しては、就労支援員の活用やハローワークとの連携などにより、積極的な就労支援を行います。
- *生活保護扶助費の基準改定がある場合に、基準改定に基づき、扶助費の適正かつ円滑な見直しを行います。
- *健康管理支援員による健康診断の受診勧奨を実施し、健診結果などに基づいた生活習慣病の予防など、健康管理支援の取り組みを推進します。
- *生活習慣の改善が必要な被保護者に対して、健康管理支援員が適切な助言などを行うとともに、健康課が実施する保健指導につなぎます。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
最低限度 の生活の 保障	被保護世帯の課題 に応じた支援	生活保護制度の適正運用	適切な訪問調査活動により被保護者の生活実態などを的確に把握し、関係機関と連携するなどして世帯の課題に応じた援助を行う。
	被保護者の健康管 理の支援	健診の受診勧奨の実施	生活習慣改善の必要性の有無を判断するために、定期的な健康診断受診による健康状態の確認を推進する。
		健康管理支援の推進	被保護者が健康的な日常生活を送れるよう、健康管理支援員が適切な助言などを行うとともに、必要に応じて保健指導につなげ、生活習慣病の発症や重症化の予防を図る。

基本目標 4 住宅に困窮する低額所得者など に対する市営住宅の供給

第4次計画の課題

住宅に困窮する低額所得者などに対して市営住宅を供給できるよう、市営住宅への入居希望者及び入居者に対する的確な対応と適切な施設管理に努める必要があります。

本市では、住宅に困窮する低額所得者などに対して市営住宅を供給できるよう、市営住宅の入居者の募集や家賃の管理を適切に行い、施設の管理や維持更新事業などの整備を計画的に行いました。

今後も引き続き、低額所得者などに対して住居を供給できるよう、市営住宅への入居希望者及び入居者に対する的確な対応、適切な施設管理に努めていく必要があります。

●取り組み方針

～住宅に困窮する低額所得者などに対する市営住宅の供給～

*低額所得者などに対して住居を供給できるよう、市営住宅の入居希望者及び入居者に対して的確な対応に努めます。

*市営住宅の適切な施設管理に努めます。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
住宅に困窮する低額所得者などに対する市営住宅の供給	市営住宅の適正な管理	市営住宅の入居希望者及び入居者に対する的確な対応	市営住宅の入居者の募集や家賃の管理などを適切に行う。
		市営住宅の適切な施設管理	市営住宅の施設管理や維持更新事業などの整備を計画的に行う。

基本目標 5 就労支援の推進

第4次計画の課題

若者から高齢者まで地域住民が気軽に就職相談などのサービスを受けることができるよう、国や県などの関係機関と連携して、地域に密着した就職相談などのサービスの提供に努める必要があります。

職業相談・職業紹介などのサービスを受けることができる宗像市地域職業相談室では、平成30年度の利用人数は20,338人、就労人数は1,148人でした。平成27年度からの推移をみると、減少傾向にありますが、利用人数、就労人数は、ともに多い状況です。

本市では、国や県などの関係機関と連携して、40～64歳までの中高年求職者やニートを対象にした就職相談、求人情報の提供などの就労支援に取り組みました。

今後も引き続き、若者から高齢者まで地域住民が身近に就職相談などのサービスを受けることができるよう、国や県などの関係機関と連携して、地域に密着した就職相談などのサービスの提供に努める必要があります。

●取り組み方針

～就労支援の推進～

*市民が安心して働き、安定した生活を送ることができるように、国や県などの関係機関と連携して、各種の相談事業、求人情報の提供や就業相談などの就労支援を行います。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
地域に密着した就職相談などのサービスの提供	就労支援を推進する国や県などの関係機関との連携体制づくりの推進	国や県などの関係機関との連携による就職の促進	若者から高齢者まで地域住民が身近に就職相談などのサービスを受けることができるよう、国や県などの関係機関と連携して、地域に密着した就職相談などのサービスの提供に努める。